

特定建築物のタイル等の外壁全面打診等調査についてお知らせ

建築物の定期報告制度において、タイル等の外壁の仕上げの劣化状況等の確認については、手の届く範囲の打診調査や目視調査が定められてますが、平成20年4月1日の「定期報告制度」の改正により、10年毎に外壁の全面打診等調査が義務化（猶予期間後の平成23年4月1日より完全義務化）されました。

定期調査により手の届く範囲の打診調査等により異常があった場合は、全面打診等調査により確認して下さい。

また、竣工後、外壁改修後、若しくは全面打診等調査（対象部分）実施後において、原則10年以内に全面打診等調査を実施していない場合は、次の対象となる外壁仕上げ部分の全面打診等調査が必要です。ただし、3年以内の定期報告までに外壁改修等が行われることが確実である場合を除きます。

（対象となる外壁の仕上げの種類）

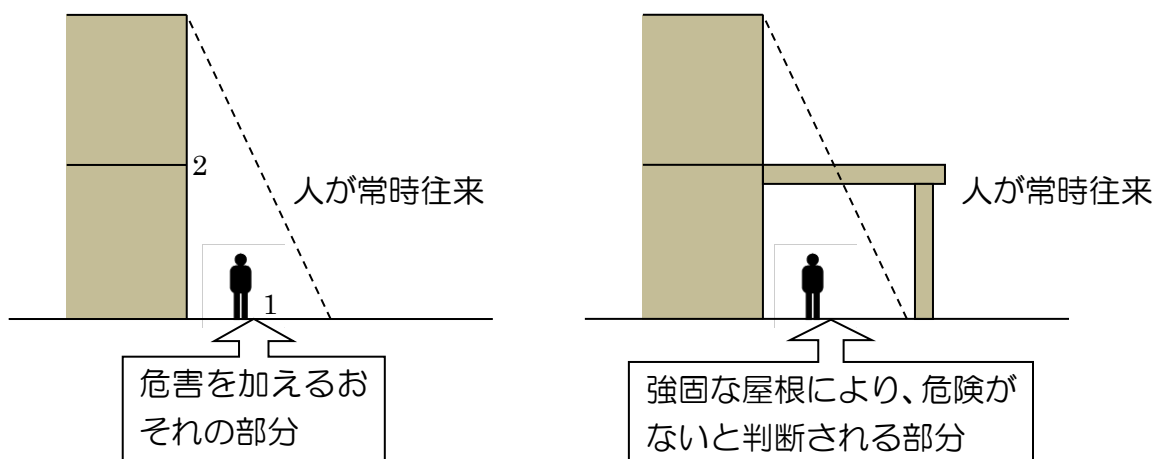
- ・タイル（湿式）仕上
- ・石貼り（湿式）仕上
- ・モルタル仕上

※これら以外の仕上げについては、全面打診等調査は義務ではありません。

（対象となる部分）

- ・落下により歩行者等に危害を加えるおそれの部分。

→外壁面の前面かつその高さの概ね2分の1の水平面内に、公道、不特定または多数の人が通行する私道、構内通路、広場を有するもの。ただし、外壁面直下に鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の強固な落下物防御施設（屋根、庇等）が設置され、または植え込み等により、影響角が完全にさえぎられ、災害の危険がないと判断される部分を除く。



（全面打診等の調査方法）

- ・テストハンマーによる全面打診調査、もしくは赤外線調査による全面の調査
- ・上記に該当しない場合についても、テストハンマーによる手の届く範囲の打診及び双眼鏡等による目視調査は必要

※ 調査により、ひび割れ、浮き、はがれ等の劣化・損傷が見受けられた場合は、状況に応じて、一時的な被害防止策として、落下による歩行者等の安全を確保するための対策（バリケード、なわ張り、落下物防護ネット張り、落下防護柵）を行い、改修を行って下さい。